

学位論文及び審査結果の要旨

横浜国立大学

氏名	真田 昌彦
学位の種類	博士（国際経済法学）
学位記番号	国社博甲第234号
学位授与年月日	平成26年3月26日
学位授与の根拠	学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第4条第1項及び 横浜国立大学学位規則第5条第1項
研究科(学府)・専攻名	国際社会科学研究科 国際経済法学専攻
学位論文題目	フランス非営利法人の研究—競馬協会を中心にして—
論文審査委員	主査 横浜国立大学 今村 与一 教授 横浜国立大学 高橋 寿一 教授 横浜国立大学 柿崎 環 教授 横浜国立大学 奥山 恭子 教授 横浜国立大学 原田 一明 教授

論文の要旨

フランスでは、1901年に、アソシアシオンに関する法律が制定されて以来、現在では、16歳以上の人口の3分の1が届け出られたアソシアシオンの会員になっており、フランス社会の構成要素として国家と国民をつなぐ新たな第三極を形成しつつあると言っても過言ではない。

本稿は、豊富な判例を中心にしてこの制度を素描すると共に、アソシアシオンでもある競馬の施行兼統轄団体の創設、発展、消滅、そして再生を辿ることによってアソシアシオンの意義を解明することを試みた。

第一部の一般的考察では、まず、アソシアシオンの沿革を説明しその変遷を概説した。次いで、設立の要件や手続、3種類に分けられる各アソシアシオンの法的能力の相違などを比較した。規約の持つ意味や重要性、各機関の役割について考察し、内部的統制と公権力による外部的統制の仕組みについても説明した。

第二部では、競馬の統轄兼施行2団体をアソシアシオンの事例研究として取り上げた。その一番目は、フランス馬種改良奨励協会である。1833年、結社の自由が認められていなかった時代に市民の有志が壊滅的状況にあったフランスの馬産の振興と馬種改良を目的とした競馬を施行するためにこの非営利の結社を立ち上げた。結社の活動は順調に推移したが、19世紀後半になって競馬を対象とした賭事が過熱化し、様々な弊害を社会に及ぼすようになったため、1891年、開業自由であった賭事競馬は非営利の競馬協会のみが政府の許可を得て行える事業として法定された。その後、二度の戦争による試練にその都度耐えて非営利団体による賭事競馬は発展を続けたが、1980年代、経済不況とライバルの宝くじやロトとの競争などの影響を受けて馬券の売り上げが減少し財政難に陥って1991年に解散した。世紀をまたぐフランス馬種改良奨励協会と政府との関係はアソシアシオンの自由とその存在意義を考察する上で大変興味深いものがある。

二番目の事例は、1991年に奨励協会が解散した後、1995年に同協会を母体にしてパリの主要な駈歩競馬協会が合併して創設されたアソシアシオン・フランスギャロである。基本的には、フランス馬種改良奨励協会と同じ目的のために同じ活動を行う団体であるが、馬券発売のための大規模な電算化システムを完成し、合併による経営の合理化が功を奏して、最近の15年間は毎年売上げの増加を続け、2012年には年間売り上げ1兆3000億円を達成した。650万人に膨れ上がった馬券ファンを抱えるこの団体は、前身のフランス馬種改良奨励協会よりも、より公的な私団体となり、2010年には1891年の競馬法が改正されて、その活動である競馬事業は公役務として法定された。運営方法や人材についてもビジネスライクでプロ的要素が求められ、単なる馬

好事家の集団にとどまることはもはや許されなくなった。当然に公権力の関与も強まる。従って、原則的に、届出だけで自由な活動を保証される一般のアソシアシオンとは大変に様相を異にする団体となった。事例研究の末尾に、アソシアシオンとしての上記の団体が同じく賭事競馬の施行する日本中央競馬会とどのように異なるかを比較した。

第三部では、本稿の結論として、アソシアシオンの自由について事例として取り上げた2件の競馬協会に対する考察から導くことができた法的、行政的統制の意味について述べてみた。

フランス馬種改良奨励協会やフランスギャロのあり方は法令や政府の統制の下にあって一見したところでは、アソシアシオンの自由に矛盾しているように見える。にもかかわらず、アソシアシオンとして存在しているのはなぜか。1901年法は、非営利団体の一般法としてあるので、当該アソシアシオンが健全な団体であるために他の法律の拘束を受けることを禁止していない。また、フランスの法制上、非営利団体が法の庇護の下にありたいと望む場合、いかなる団体も特別法の定めがない限り、アソシアシオンについて定める1901年法に従わざるを得ない。それゆえ、競馬協会はアソシアシオンとして届け出ることが可能なのである。それでは、結社の自由の実質的な意味で、この種の団体を縛る法令、競馬協会について言えば、1891年法や1997年のデクレ他はどのような意味を持っているのだろうか。政府認可の競馬について定めた1891年法の制定過程を見れば明らかだが、この法律は、競馬とその団体の設立を統制する一方でその健全な存続を企図して制定されたものである。つまり、競馬を愛する自由を市民から奪わないために、そして競馬を施行できるのは政府ではなくて市民のアソシアシオンであるということ为保障するために定められたのである。したがって、これらの法令による規制はフランスギャロ他競馬協会が健全なあり方でアソシアシオンとして存続するために公権力によるサポートを定めるものでその自由を侵害するものではない。同様のことが、ほかの規制を受けるアソシアシオンにも言えるはずである。

審査結果の要旨

「どこでも新たな事業の先頭に立つのは、さしずめフランスならば政府、イギリスならば大地主だが、アメリカ合衆国では、いたるところにアソシアシオンありと考えてよい。」(Alexis de TOCQUEVILLE, *De la démocratie en Amérique*, II, 2, v) この旅行記の一節が、19世紀半ばのフランス国民にとって新鮮であったのは、その当時においてもあらゆる中間団体を排除したフランス革命期以来の基本理念が支配していたからである。現に、1789年の人権宣言は、文字どおり唯一の法主体とみなされた個人の自由と自然的諸権利を明文化したものであり、フランス民法典は、団体性を帯びた組合契約を除き、今もって法人団体に関する規定をもたない。しかし、トクヴィルが目にした「多極共存型」の合衆国に対し、フランス社会は、ほんとうに個人と国家が直接的に対峙し合う「二極構造」を貫いてきたのだろうか。この問いは、法社会的あるいは憲法学的な研究対象とされ、先行業績により、すでに一定の成果が得られてはいるが、民事実体法の観点から、しかも具体的な事例研究を通して、個人と団体、ひいては両者と国家の関係を実証的に明らかにしようとした研究は見られなかった。真田昌彦氏の標記の論文は、多年にわたる日本中央競馬会(非営利法人)での職業経験のうえに、留学時における馬種改良事業の研修、競馬事業に関する専門的知見を総動員し、先の問いに答えるべく、法制度とこれを補う判例を包括的に整理分析したのち、ひとつの非営利団体の実像を浮き彫りにしようとするものである。

全体の構成は、およそ3つの柱からなる。「結社の自由」を法的に承認した1901年7月1日の法律に始まり、膨大な司法・行政判例の蓄積によって形成されたフランス非営利団体法の一般的考察から説きおこし(第1部)、筆者が最も得意とするフランス競馬協会の歴史と現状を文献資料と関係者の聞き取りから具体的に描き出し(第2部)、最後に、再び一般的考察に立ち戻り、個人・団体・国家の三者間に見られるフランス社会の実相、先行研究との対比において筆者ならではの新たな知見を示そうとする(第3部)。個人と団体、団体と国家、そして国家と個人、これら三者間の関係の歴史的推移を振り返り、今後のあり方を見通すうえで、フランスの例、なかでも著者が通曉する競馬協会の事例は、またとない実証研究の対象として貴重である。けれども、関連する文献資料は、ほとんど彼地のそれに限られており、豊富な判例の解説も、多様な非営利団体の実情、個々の紛争の背景事情に疎いだけに難渋を極めた。その理解のために必要不可欠となる民商法、民事訴訟法の知識も、一から勉強し直すことを余儀なくされた。著者ならずとも、いかに障害が多かったかは容易に想像がつく。その意味では、最後まで

挫けることなく粘り抜いた艱難辛苦の証しとの感が深く、一部の叙述に物足りなさを禁じえないのは致し方ない面がある。

それでも、民事実体法の観点から、会社法以外の領域において実証的な比較法的考察を試みたところは、従来手薄であった非営利団体の研究に一石を投ずるものであり、専門の研究者にとっても刺激的な作品となっている。審査委員一同の意見として、本学大学院国際社会科学研究科の学位審査基準に照らし、当該領域における顕著な研究業績であることを確認し、博士（国際経済法学）を授与するに値するという結論に至ったことをここに報告するものである。

注 論文及び審査結果の要旨欄に不足が生じる場合には、同欄の様式に準じ裏面又は別紙によること。